



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

過少申告加算税～修正申告書の提出と更正の予知～

修正申告書を提出した場合は、原則として、過少申告加算税が課されますが、その提出が、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでないときは課されません(通則法65⑤)。今回は、この「更正の予知」の有無について争われ、納税者が勝訴した判決をご紹介します。

(平成24年9月25日東京地裁・全部取消し・確定・TAINSコード Z888-1730)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

半導体基板の製造開発設計業等を営む原告は、平成21年7月21日から8月21日までの間、国税局の調査担当者による法人税等の臨場調査を受けました。原告は、調査初日の朝、平成20年8月期については増加償却の特例の適用要件である届出書(本件届出書)の控えがないことに気付き、臨場調査中の平成21年7月28日、その特例の適用を否認して修正申告書を所轄税務署長に提出しました。本件は、所轄税務署長が過少申告加算税の賦課決定処分を行ったことから、原告が、修正申告書の提出は「更正の予知」をしてされたものではないので国税通則法65条5項に該当し過少申告加算税を課することはできないとして、その取消しを求めた事案です。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、修正申告書の提出は「更正の予知」をしてされたものではないとして、国税通則法65条5項を適用し、過少申告加算税の賦課決定処分を取り消しました。

- ① 国税通則法65条1項及び同条5項の趣旨や文言に照らすと、同項にいう「その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないとき」とは、税務署員が申告に係る国税についての調査に着手し、その申告が不適正であることを発見するに足るかあるいはその端緒となる資料を発見し、これによりその後の調査が進行し先の申告が不適正で申告漏れの存することが発覚し更正に至るであろうことが客観的に相当程度の確実性をもって認められる段階(いわゆる「客観的确实時期」)に達した後に、納税者がやがて更正に至るべきことを認識した上で修正申告を決意し修正申告書を提出したものでないことをいうものと解するのが相当である。
- ② 確定申告書及び固定資産台帳、減価償却費明細及び増加償却レポート等は、本件届出書が提出されていないことを発見するに足る資料とはいえないし、本件届出書の提出の有無について調査の端緒となる資料ともいえないから、調査担当者が確定申告書等を収集していたことをもって、いわゆる客観的确实時期に達していたとはいえない。
- ③ 調査担当者が、減損損失や遊休資産設備償却費等の減価償却計算の適否に係る調査を行っていたとしても、修正申告書が提出された時点では、本件届出書の不提出が発見されるであろうことが客観的に相当程度確実であったとは認められないから、いわゆる客観的确实時期には達していなかったといえる。
- ④ 原告は、臨場調査に備えて準備した資料を確認したことによって、本件事業年度に係る届出書の提出を失念している可能性に偶然気付いたこと等の経緯からすれば、原告は、臨場調査そのものによって本件届出書の不提出に気付いたものではないし、不提出に気付いた後は、延滞税の発生を止めるため、可及的速やかに修正申告書の提出及び追加納税を行ったものと認められるから、原告は、臨場調査における具体的な調査とは直接関係することなく、修正申告書の提出をしたものである。したがって、原告は、臨場調査により本件届出書の不提出が発覚し、ひいては更正に至ることが相当程度確実であると認識しつつ修正申告を決意し修正申告書を提出したものでないとは認められる。
- ⑤ 以上によれば、原告は、いわゆる客観的确实時期に達する前に、自発的に修正申告を決意し修正申告書を提出したものであると認められるから、修正申告書の提出は「更正の予知」をしてされたものではない。

……(税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判14頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。